

(環境委員会)

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四三号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、公害健康被害補償予防協会の主たる事務所の所在地を東京都から神奈川県に変更するとともに、大気の汚染の影響による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用のうち、自動車に係る費用負担分について、現行の自動車重量税収からの引当措置を平成十五年度から平成十九年度まで、五年間延長し
ようとするものである。